

岐阜県公報

第千九百七十七号
平成二十年八月二十九日

(金曜日)

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知
 道路の供用開始

(治山課) 六〇五
 (同) 六〇六
 (道路維持課) 六〇六

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 政治団体の異動事項の公表
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 六〇七
 (同) 六〇八
 (同) 六〇八

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 六〇九

告示

岐阜県告示第五百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字尾前一〇六四の二、一〇六五の二、字沖野裏一三二〇、一三二一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として、伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町鶴見字原谷一六五の二一・一六五の二二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一五二の七から一五二の九まで、一五二の二六から一五二の二八まで、一五三から一六〇まで、一六二から一六四まで、一六五の一〇、一六五の一六、一六五の二〇、一六六から一七〇まで、開田字上ノ谷三三〇の一、三三〇の四から三三〇の七まで、三三五の一、三三五の二、三三五の三、三三五の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として、伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
県道	可土 児岐線	可児市今渡字後路田三〇七番六地先から 同市同字同 一〇地先まで	一五・五	平成 二〇・九・一	平成 一七・八・二六

岐阜県告示第五百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
一般 国道	二百五十 六号	郡上市八幡町那比字尾ヶ谷口 五九〇八番二地先から 同市同町同字加家平六 六二三番三地先まで	九〇・〇	平成 二〇・八・二九	平成 一五・一・七

岐阜県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は変更の告知日）
一般国道	百五十六号	大野郡白川村大字尾神字横通一八番六地先から一七番二地先まで	同郡同村大字同字同	延・〇	平成二〇・八・二九	平成二〇・一・一六

岐阜県告示第五百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するのて告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

政党又は政治団体の支部の場合その届の表示

当該政党の支部を支部とする名称

一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松 利幸

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は変更の告知日）
県道	岩井山井線 高山市山口町一四三番地先から高山市山口町一四三番地先	同市同町一四三番地先から同市同町一四三番地先	同市同町一四三番地先から同市同町一四三番地先	延・〇	平成二〇・九・一	平成二〇・九・一

小沢建男後援会 小沢建男 小澤 駿 恵那市明智町大田960

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党白鳥町支部	代表者 主たる事務所 所の所在地	尾 村 忠 雄 郡上市白鳥町二日町42 8	山 口 洋 児 郡上市白鳥町森真182 24
自由民主党中津川市支部	主たる事務所 所の所在地	中津川市津島町1 25	中津川市太田町1 1 28

代表者	代表者 の住所	代表者 の住所	代表者 の住所	代表者 の住所
田中 徹	瑞穂市別府6 6	田 田 昭 人	瑞穂市白新田107	田 井 伸 一

岐阜県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大西ひろかつ後援会	吉 田 寿 夫	宇 野 光 宏	岐阜市藍川町1 42	平成20年 5月21日			
曹根よしひろを育てる会	曹 根 武 巳	高 橋 直 義	土岐市土岐津町土岐口1524	平成20年 6月30日			
土本忠孝後援会	長谷川 用 吉	大 野 國 男	土岐市土岐口中町4 92 2	平成20年 6月30日			
裕孝司を励ます会	鷲 見 靖 彦	和 田 定 夫	郡上市高鷲町大鷲2058 1	平成20年 7月1日			
福岡みつ後援会	奥 村 博 信	奥 村 博 信	土岐市土岐津町土岐口555 3	平成20年 7月23日			
古川雅典を育てる会	古 川 雅 典	古 川 文 代	多治見市幸町1 55	平成19年 5月1日			

山田忠平を請てる会

小 森 久二男

谷 澤 威

郡上市八幡町有坂1256

1

平成19年
6月30日

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があつたので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年八月二十九日から一月間岐阜県産業労働観光部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年八月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー垂井店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

二 意見の概要

垂井町長の意見

・ 店舗周辺道路の交通渋滞解消並びに交通事故防止の対策を講じられたい。

・ 周辺の住宅に対し、駐車場の夜間照明や騒音等、十分な対策を講じられたい。

外

（届出事項 新設）

平成二十年八月二十九日印刷
平成二十年八月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社